

徳島県告示第七百一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

なお、関係図書は、徳島県県土整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十二月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定の番号	指定の年月日	指 定 道 路		
		位 置	幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）
第千百九十五号	平成二十九年 十二月七日	三好市池田町シンマチ一五 七八番四及び一五七八番四 地先市有地	四・〇二	二五・〇七